

東京2020大会における首都高速道路の 料金施策に関する方針について

首都高速道路の料金施策については、国などから示された技術的な検討結果や、交通輸送技術検討会での議論を踏まえ、東京都と組織委員会が「東京2020大会における首都高速道路の料金施策に関する方針（案）」をとりまとめました。

本年8月27日より31日間、方針（案）に対するパブリックコメントを実施し、99件の御意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、東京都と組織委員会は「東京2020大会における首都高速道路の料金施策に関する方針」をとりまとめました。

本資料は、方針（案）に対するパブリックコメントの結果と方針の概要を示したものです。

1. パブリックコメントの結果

○実施日時 令和元年8月27日（火）～9月26日（木）

○意見数 99件（39通）

	料金施策の在り方	対象車種・額・範囲等	TDMの進め方等
件数	36	21	42

主な意見の概要	考え方・対応
1 料金施策の在り方 ○方針（案）への賛同（26件） ・料金施策に関する方針（案）を全面的に支持 ・TDMとTSMに料金施策を加え交通分散するのは良案 ○方針（案）への反対（10件） ・料金施策は撤回して欲しい。 ・国民生活に影響を与える施策を採用すべきでない。 ・オリンピックは都民に既に十分な負担を強いている。	大会期間中の円滑な大会輸送と経済活動・市民生活の両立させるため、東京都・組織委員会・国は交通対策の検討を進めてきた 本年7月には交通対策の試行を実施し、この検証結果と国の技術的検討結果をもとに、交通輸送技術検討会での議論を踏まえ、東京都・組織委員会において、方針（案）を作成
2 対象車種・額・範囲等 ○料金上乗せ額について（9件） ・1000円は妥当と考える。	TDMにより道路交通全体の低減を前提とし、首都高全線において夜間半額割引による交通シフトの促進と、昼間時間帯における都内区間を対象とした一般道から首都高への転換を抑制するためのマイカー等に対する1000円の料金上乗せを設定
3 TDMの進め方等 ○企業への働きかけについて（16件） ・物流の配送見直しは、荷主企業の理解と協力が必要 行政から荷主企業への協力要請など支援が必要 ○施策の広報・周知について（12件） ・周知が足りない。皆で取り組むムーブメントが必要 ○カーナビ等の対策について（4件） ・カーナビやスマホの道案内で、都内に行かないように、首都高速道路に乗らないようにする仕組みが必要 ○収支について（1件） ・1000円は首都高の利益か、大会組織委員会のものか	大会時の交通マネジメントは、多くの事業者や市民の皆様の理解と協力が不可欠 引き続き、様々な機会を通じた広報展開などにより、幅広い協力が得られるよう取り組みを進め、円滑な大会輸送と経済活動・市民生活の両立に向けて取組を促進 なお、料金施策による収入は大会組織委員会ではなく、首都高速道路(株)の料金収入として徴収し、夜間割引や料金システムの改修等の使途に充て、均衡するように検討

2. 東京2020大会における首都高速道路の料金施策に関する方針

首都高速道路の料金施策は、交通輸送技術検討会による3点の意見「①首都高速道路の流動を確保する効果、②TSMなど交通規制を行う強度と影響、③一般道での交通渋滞の発生などの影響」を受け、料金の経済的負担の度合いの観点などを考慮した上で、夜間半額割引を導入するとともに、料金上乗せ額を1000円と設定しました。

	夜間割引		料金上乗せ	
	ETC搭載車	現金車	ETC搭載車	現金車
対 象 範 囲	首都高全線	なし	首都高 都内区間	首都高全線（一部、下り線除く）
料金パターン	5 割引 0時～4時		1,000円上乗せ 6時～22時	
対 象 車 種	全車種		マイカー等	普通車以下の全て
ETC車 対象外 対象 中型車 大型車 特大車 【A】 事業用 小型貨物 タクシー等 【B】 自家用 小型貨物 【C】 自家用 社用車 乗用車等 【E】 障害者等【D】※ 中型車以上 普通車以下 現金車 対象外 対象 ※ ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保有者が運転または同乗する車両（事前登録車両） ・社会福祉事業の用にもっぱら供する車両（事前登録車両） 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の事業者が保有し、施設等の利用者が乗車する車両 ・道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車等の通行料金を徴収しない車両、大会関係車両				
適 用 期 間	オリンピック大会：7/20～8/10、パラリンピック大会：8/25～9/6			

2. 東京2020大会における首都高速道路の料金施策に関する方針

車種区分イメージ（ETC搭載車で料金上乘せの対象外となる車種）

【A】首都高の5車種区分における「中型車」「大型車」「特大車」

中型車	大型車	特大車
		
例) 普通貨物自動車(車両総重量8t未満かつ最大積載量5t未満で3車軸以下) など	例) 普通貨物自動車(車両総重量8t以上で3車軸以下)、路線バス(乗車定員30人以上) など	例) 普通貨物自動車(4車軸以上で大型車以外)、バス(定員30人以上※路線バス除く) など

【B】一般に、ナンバープレートが「緑地に白文字」または「黒地に黄色文字」の事業用車両

普通車	軽自動車	二輪
		

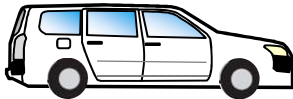
のうち

ナンバープレート例)



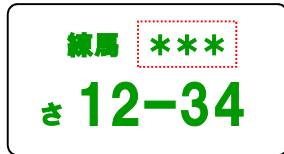

※分類番号は問いません

【C】一般に、ナンバープレートが「白地に緑文字」または「黄色地に黒文字」の車両のうち、分類番号が「4**」または「6**」または「8**」の車両

普通車	軽自動車
	

のうち

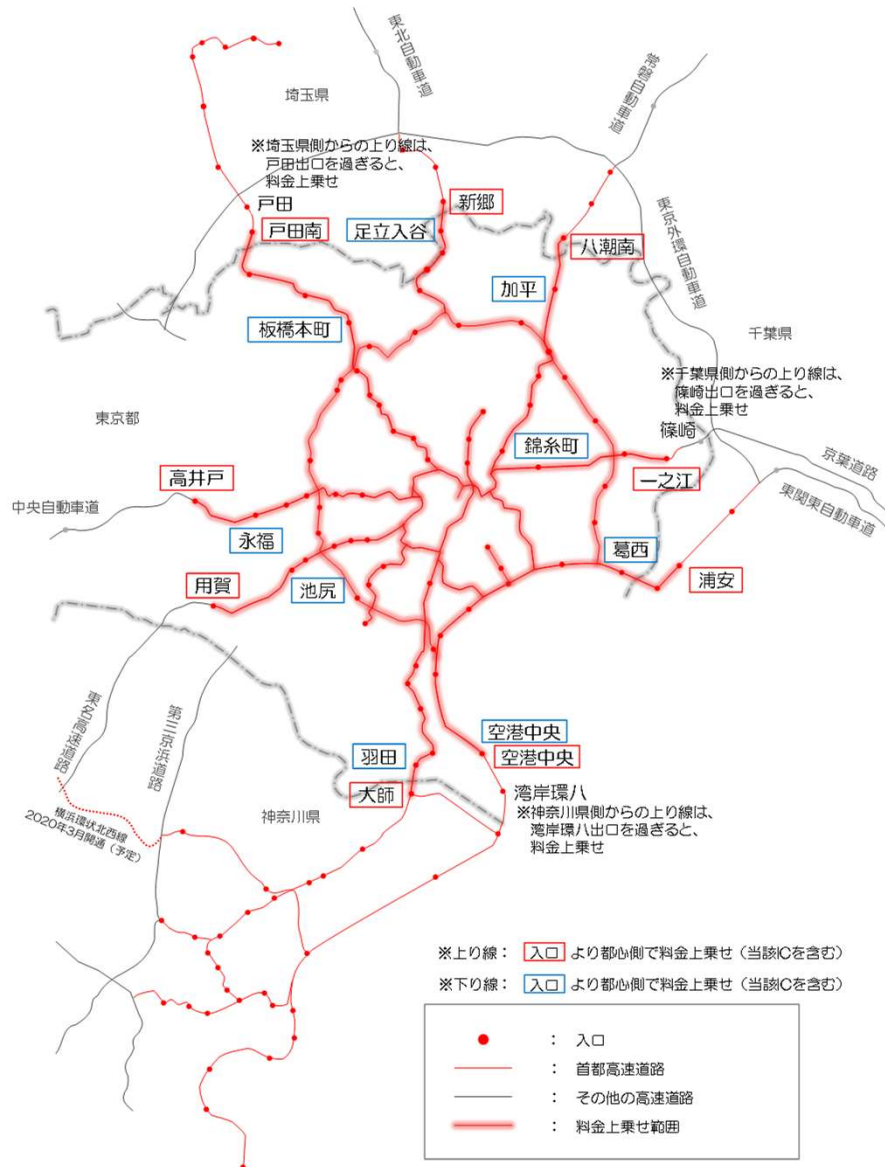
ナンバープレート例)




分類番号 : 「4**」または「6**」または「8**」

2. 東京2020大会における首都高速道路の料金施策に関する方針

□ 料金上乘せの範囲（ETC搭載車両）



□ 料金上乘せの範囲（現金車両（ETC非搭載車両））

